

災害ボランティア 活動 ガイドブック



ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

熊本県社会福祉協議会



熊本県ボランティアセンター



— 目 次 —

I	被災地でのボランティア活動に参加したいと 考えている"あなた"へ	1
1	食事・宿泊場所について	1
2	携行品・持参品について	2
3	交通手段について	2
4	安全の確保について	3
5	未成年者の参加について	3
6	主な活動内容について	4
7	活動中の「10の心がまえ」	5
	◎図解『災害ボランティアセンターに おける活動の流れ』	6
8	問合せのマナーについて	9
9	交通規制の有料道路の通行許可について	10
10	ボランティアの車両の無料化について	10
11	航空機の手荷物料金の免除について	10
II	被災地には行けないけれど、 何か支援したい"あなた"へ	11
1	義援金・寄付金による支援	11
2	被災地の品物を買う	11
3	被災地に行く人を支援する	12
4	メッセージによる支援	12
5	風評被害を広げない	12
6	買占めをしない	12
	◎要注意！『個人からの救援物資は、 被災地に送れません！』	13
	◎新型コロナウイルス感染症対策留意点	15
	◎水害ボランティア作業マニュアル	16
	◎道具用途一覧	18
	◎ボランティア活動保険について	20

I 被災地でのボランティア活動に参加したいと 考えている "あなた" へ

被災者への生活支援や被災地の復興支援のボランティア(以下「災害ボランティア」)活動に参加する際は、いろいろな準備が必要となります。

無計画に被災地へ向かっても、欠航、運休、通行止め等で現地入りできなかったり、現地に到着してもボランティアの募集が行われていなかったりする場合もあります。

被災地の市区町村に設置される「災害ボランティアセンター」で最新の情報を入手し、綿密な計画を立てて現地に向かいましょう。

◎災害ボランティアに参加する場合は、
次のような点にご留意ください。

1 食事・宿泊場所について

被災地のボランティアセンターでは、基本的には、食事・宿泊場所は用意されません。

食費・宿泊費は自己負担となります。

避難所に宿泊しながら長期のボランティア活動を希望する方もおられますが、避難所は被災者の方が避難する場所であって、ボランティアが宿泊する場所ではありません。

現地やその付近で被災のなかったホテルや民宿への宿泊、車中泊、テントと寝袋を持参しての寝泊まりなど各自で確保してください。

災害ボランティアセンターによっては、ボランティアがテントを張れるスペースや駐車場をホームページ等で紹介している場合もありますので、ご確認ください。



2 携行品・持参品について

水害や震災など災害の種類、電気・ガス・水道・交通網などライフラインの復旧状況、季節によって準備品が異なりますが、基本的には次のようなものが必要となります。



作業着(長袖、長ズボン)、帽子(キャップ型)、雨具(カッパ、レインコート等)、防塵マスク、作業用ゴーグル、軍手、作業用のゴム手袋、ゴム長靴、安全靴(クギ等の踏み抜き防止の中敷きを入れたスニーカーでも可)、ビニール製スリッパ(家屋内の片付けで、ガラスの破片等からのケガを避けるため布製は不可)、タオル、ラジオ、携帯電話、飲料、弁当、塩飴、防寒着、使い捨てカイロなど

ご家庭にヘルメット、移植ゴテ、作業用皮手袋、ブルーシートなどがある場合には、持参を求められることもあります。

詳しくは、必ず現地の災害ボランティアセンターのホームページ等で確認して、ご準備ください。

3 交通手段について

被災地までの往復の交通手段は、各自で確保してください。交通費も自己負担となります。

災害による欠航、運休、通行止め等で現地入りできない場合も想定されます。



また、レンタカーは、被災者の自家用車の流失や故障、救援車両としての利用の増加で、車両不足が生じます。ガソリンなどの燃料も品薄で、入手しにくくなります。

災害ボランティアセンターや交通機関、道路管理者、旅行代理店等に現地までの道路状況や交通手段の運行状況、レンタカーの空き状況、ガソリンスタンドの営業状況なども確認してください。

自家用車で現地入りする場合は、相乗りを心がけ、ボランティアセンターやその周辺の駐車場の有無を確認して出かけましょう。

ボランティアの車が、緊急車両や災害復旧作業車の妨げにならないよう注意してください。



4 安全の確保について

活動への参加や活動期間は、家族等に必ず伝えて出発してください。

また、万が一の事故・ケガに備えて、出発地の社会福祉協議会で、ボランティア活動保険へ加入してください。

水害以外は、地震・噴火・津波による事故やケガも補償する天災タイプのボランティア活動保険への加入をおすすめします。

ほとんどの災害ボランティアセンターでは、加入を義務付けています。

補償内容や保険料など詳しいことは、お近くの社会福祉協議会にお問い合わせください。

5 未成年者の参加について



保護者や引率者のいない高校生以下の方の参加については、押印のある保護者の同意書の提出が求められる場合があります。

また、中学生以下の参加については、受付けていないセンターもあります。

未成年の参加については、事前に現地のボランティアセンターのホームページ等でご確認ください。

6 主な活動内容について

地震、噴火、津波、河川の氾濫、豪雪など災害の種類等によって活動内容が異なる場合もありますが、主な活動は次のとおりです。

- (1) 被災者の住居のあとかたづけ、敷地内や住居内の汚泥の除去
- (2) 避難所でのお手伝い(食事のお世話、救援物資の配付など)
- (3) 救援物資の仕分け(衣料、飲料、食料品、衛生用品などに分ける作業)
- (4) 災害ボランティアセンターの運営のお手伝いなど

* 看護師や介護福祉士等の資格、手話通訳・外国語通訳・マッサージ・美美容など特技や技術を活かした活動、あるいは、アルバム(写真)、DVD・CD、仏具など思い出の品の回収・洗浄・返却活動、仮設住宅等でのイベントなどについても募集や対応しているセンターもあります。

詳しくは、被災地の災害ボランティアセンターのホームページ等でご確認ください。



7 活動中の「10の心がまえ」



(1) 被災地での活動は、現地の災害ボランティアセンターの指示に従って行動してください。

*「災害ボランティアセンター」については、6～7ページの「図解！災害ボランティアセンターにおける活動の流れ」をご参照ください。

(2) 残念ながら、被災地ではボランティアをよそおった窃盗や詐欺などの犯罪行為をする人たちもいます。被災者に不信感を与えないように、災害ボランティアセンターで用意された名札をキチンとつけてください。また、活動現場に到着したら、身分証などを提示しながらの自己紹介をおすすめします。

(3) 休憩時間には、被災者と一緒に活動するボランティアに、自分の住んでいる地域や出身地の歴史や伝統、文化、方言、暮らしぶり、自分の趣味などを紹介して、コミュニケーションを深めましょう。連帯感や友情が深まり、「絆」が生まれます。チャレンジしてみましょう。

(4) ボランティアも人間です。無理をせず、こまめに休憩や水分補給をしましょう。特に夏場は災害ボランティアセンターの指示に従い、のどが渴いていなくても補給するように心がけてください。



『災害ボランティアセン

① ニーズ受付



被災者からの依頼を受け付けます。必要に応じて、依頼促進のチラシ配付や現地調査を行います。

② ボランティア受付



受付票とボランティア活動保険加入カードへの記入、名札の作成を行います。 ※ボランティアの募集地域を限定したり、インターネットによる事前登録制の受付を行うセンターが増えていますので、必ず事前に被災地災害ボランティアセンターのホームページやフェイスブック等をご確認ください。

⑧ 活動報告



リーダーは活動状況と活動継続の有無をスタッフに報告します。活動継続が必要な場合は引継ぎ事項を伝えます。

⑦ 救援活動



「被災者に『寄り添う』」という気持ちを大切にしながら、福祉救援活動を行います。

ターにおける活動の流れ』

③ オリエンテーション



被災者のプライバシーの保護や寄り添うことの大切さなど活動上の留意事項等の説明を受けます。

④ マッチング



被災者からの依頼内容の説明を聞き、参加したい活動に手を挙げ、活動先を選択します。



⑥ 資材の貸し出し・送迎



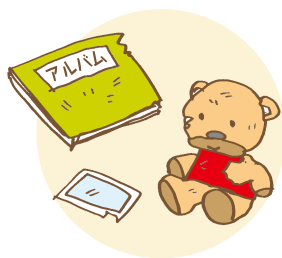
必要な資材等の貸し出しのチェックを受けます。
必要に応じて作業用車両の貸し出しやボランティアの送迎も行われます。

⑤ グループینگ



グループをつくり、リーダーを決め、詳しい依頼内容の説明を受けます。

- (5) 作業に危険を感じた場合は、「できません」「無理です」「災害ボランティアセンターから、してはいけないと言われています」とハッキリと断りましょう。
- (6) ボランティア活動には、「約束を守る」というルールがあります。安易に「できます」「やります」と約束せず、少し無理する場合や、わからないことがあれば、速やかに災害ボランティアセンターに問い合わせてください。
- (7) ボランティアが頑張っているのに、疲れているのに一緒に無理して作業を手伝おうとする被災者もおられます。「私たちボランティアが来ている時くらいは、ゆっくり休んでください」と気配りしましょう。
- (8) 被災した家屋の前でのボランティアの集合写真の撮影や、被災者との記念撮影をお願いする行為は、被災者の心情を考慮して絶対にしないでください。



汚れたり壊れたりしている被災者宅の品々は、ゴミやガレキではなく、被災者にとっては『思い出の品』です。「捨てていいですか?」「どうしましょうか?」ではなく「洗って、とっておきましょうか?」と尋ねましょう。

- (9) ゴミ袋を携行し、ボランティアのゴミは必ず持ち帰ってください。

被災地や被災者宅は、災害ゴミであふれかえっています。これ以上のゴミを被災地に増やさないことも大事なエチケットです。

(10) 災害ボランティアセンターに行っても作業がない場合もあります。作業がないからといって怒らないでください。それは、たくさんのボランティアが参加しているからで、喜ばしいことでもあります。
「待つこともボランティア」なのです。



8 問合せのマナーについて



被災地の市役所や役場、災害ボランティアセンターに安易に電話や電子メールで問い合わせることは、できる限り控えてください。

被災者からの「助けてください」などの問い合わせの電話がかかりにくくなる恐れがあるからです。

メールも回答するのに時間や手間がかかることから、かえって迷惑になります。

このため、被災地の情報を入手する際は、まず初めに、被災地の市役所や役場、社会福祉協議会、災害ボランティアセンターのホームページをしっかりと閲覧しましょう。

東日本大震災以降の災害では、停電や冠水などによりパソコンが使えなかったことから、携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末による情報発信が積極的に活用されています。

特に「フェイスブック(facebook)・ツイッター(twitter)」には、災害ボランティアや物資の募集などの被災地支援の情報がタイムリーに発信されていますので、情報収集にお役立てください。



そして、これらの方法でも情報が不十分な場合に限って、電話による問合せをしてください。

「できる限り電話やメールをしない」という「配慮」もボランティア活動のひとつと言えるでしょう。

9 交通規制の有料道路の通行許可について

社会貢献活動として企業・団体・NPO等の法人が、まとまった数の食料品や生活用品などの救援物資を被災地に輸送する場合の貨物車両などは、警察署が交付する『緊急通行車両確認標章』（ステッカー）を提示すれば、通行が規制されている有料道路等を通行することができる場合があります。

詳しくは、最寄りの警察署にお問い合わせください。

10 ボランティアの車両の無料化について



NEXCO西日本等の高速道路会社が交付する『災害派遣等従事車両証明書』を有料道路の料金徴収所で提示すると通行料金が免除されることがあります。

当該県・市町村や被災地の地方自治体等から派遣の依頼を受けた車両や災害ボランティアセンターを通じて活動するボランティアの車両などに発行されます。

詳しくは、NEXCO西日本等の高速道路会社のホームページ、または、最寄りの県・市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

11 航空機の手荷物料金の免除について

被災地支援のために航空機を利用する場合は、重量超過手荷物料金が免除される場合があります。

詳しくは、各航空会社にお問い合わせください。



Ⅱ 被災地には行けないけれど、 何か支援したい "あなた" へ

仕事の都合がつかない、学校の試験がある、体力に自信がない、旅費や支援に必要な用具がないなどの理由で「被災地には行けないのですが、私に何かできる支援活動はないですか？」とのお問い合わせも多くあります。

主な活動は、次のとおりです。参考にしてください。

1 義援金・寄付金による支援

義援金は被災者へ配分され、支援金は被災地で支援活動を行うボランティアやNPO・NGOの活動資金として活用されます。

主な窓口は、次のとおりです。

- 中央共同募金会、熊本県共同募金会(各支会・分会も可)
- 日本赤十字社、日本赤十字社熊本県支部(各地区・分区も可)
- 社会福祉協議会(特にボランティア活動への支援金)
- 各報道機関など

*家庭にある米や不用品などを地域で募集し、バザーやフリーマーケット等で販売して義援金や支援金として寄付する活動やイベントなども展開されています

2 被災地の品物を買う

被災地の農産物、畜産物、水産物、加工品等を購入することで、被災地域の経済を支援したり活性化させたりすることができます。原発事故等の風評被害の防止にも役立つ活動です。百貨店やスーパーで特設コーナーを設けたり、大手通信販売各社のホームページでも特集が組まれたり様々なイベントが展開されています。

3 被災地に行く人を支援する



被災地では、医師や看護師、介護職、通信技術者、システムエンジニアなど様々な専門職や技術者をはじめ、被災者の生活支援・復興支援に寄り添うボランティアなどが求められます。

被災地に向かうためには、情報の収集、交通手段や宿泊先の手配、携行品の準備等々に多くの費用を要します。

身近な方が職場や地域から派遣される場合や、ボランティアとして出発される際は、その方の物心両面からの支援をお願いします。

4 メッセージによる支援

手紙や寄せ書き、ホームページのサイトへのメッセージの投稿、報道機関へのファックスなどで、被災者の方々を励ますこともできます。

5 風評被害を広げない

正しい知識を持ち、誤解を広げない活動もボランティア活動と言えるでしょう。

6 買占めをしない

被災地に必要な品物が届くように「買占めをしない」こともボランティア活動と言えるでしょう。

- ◎要注意！『個人からの救援物資は、被災地に送れません！』
- ◎『災害ボランティア活動用の支援物資』の募集にご協力を！

☆物資送付の4原則☆

- ①必要なものを
- ②必要なところに
- ③必要な時期に
- ④必要な量だけ送る

ほとんどの被災地の市町村(行政)では、個人からの物資を受け付けていません。物資の保管場所や仕分けする人員が不足しているためです。

勝手に送付すると「善意」が「迷惑」になりかねません。個人物資を個別に調整するNPO法人等のホームページや、ツイッターに「哺乳ビンを3本送ってください」「男性用紙オムツ、LLサイズ、大量に必要です」「テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの電化製品を譲ってください」などと書き込まれている場合もありますので、こちらをこまめにチェックしてみてください。

千羽鶴や寄せ書きを作って送る場合も、受け取っていただける被災地や避難所などを確認してから活動を始めてください。

個人ではなく、地域団体やNPO法人等の組織や団体で取りまとめて大量に救援物資を送る場合は、次の点にご留意ください。

- 1 輸送ルートの交通網が復旧しているか、今一度ご確認ください。
- 2 被災地や避難所には、物資を保管するスペースが十分に確保できないところも多く、やみくもに物資を送ると必要のない物資が増えて、「善意」が「迷惑」になる場合があります。

現地が求めている物資であるかどうかを事前に必ず確認して、募集や送付を行ってください。

- 3 送料は、送り主の負担となります。着払いの送付はご遠慮ください。

- 4 衣類と食料品、あるいはサイズや男女別のあるものを一緒に梱包しないでください。(食料品と衣類を一緒に梱包したり、肌着や靴下、紙おむつなどサイズや男女別のあるものを一緒に梱包したりすると、開封して仕分ける作業が必要になります。) 被災地で開封して仕分け作業をする必要がないように、同じ品を同じサイズごとに梱包してください。

また、梱包後は、どの面から見ても中身がわかるように、品名、サイズ、数量等を明記してください。

- 5 物資は、衛生面での配慮等から新品をご用意ください。(防寒着や毛布については、クリーニングされたものであれば可としている被災地もあります。)

- 6 冷蔵庫がない(少ない)、停電が続いているなどの理由から、食料品は常温で長期保存可能なものに限ります。(腐敗する食料品や要冷蔵のものなどは送らないでください。賞味期限も確認して送ってください。)

- 7 「ボランティア活動用支援物資」(スポーツドリンク、新品のタオル、塩飴、土のう袋、消石灰、軍手、ビニールシート、作業用ゴム手袋、ヘルメット、防塵マスクなど)も不足がちになり支援活動に支障をきたす場合があります。



災害ボランティアセンターのホームページ等に、ボランティア用物資の募集があった場合には、ご協力をお願いします。

なお、外箱には「ボランティア活動用支援物資」と明記して、災害ボランティアセンターにお送りください。

新型コロナウイルス感染症対策のため、被災地で活動する際には、次の点に留意します。

● マスクを着用します。

但し、熱中症対策のため、マスクを外せる場合には、適時マスクを外しましょう。

● 人と人の距離をできるだけ取りましょう。

休憩時間には他のボランティアの方々との距離を空けるなど、人と人の距離をできるだけとりましょう。

● こまめに手を洗いましょう。

食事の前やトイレの後、作業後や屋内への出入りの際など、こまめに手を洗いましょう。

水が出ない場合はアルコール等で手を消毒しましょう。

● 接触確認アプリを活用ください。

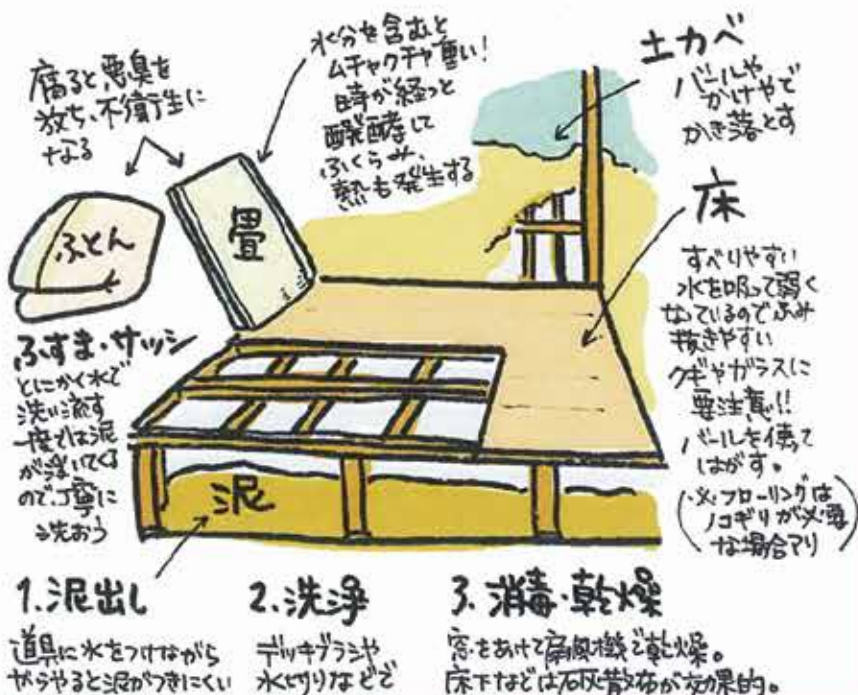
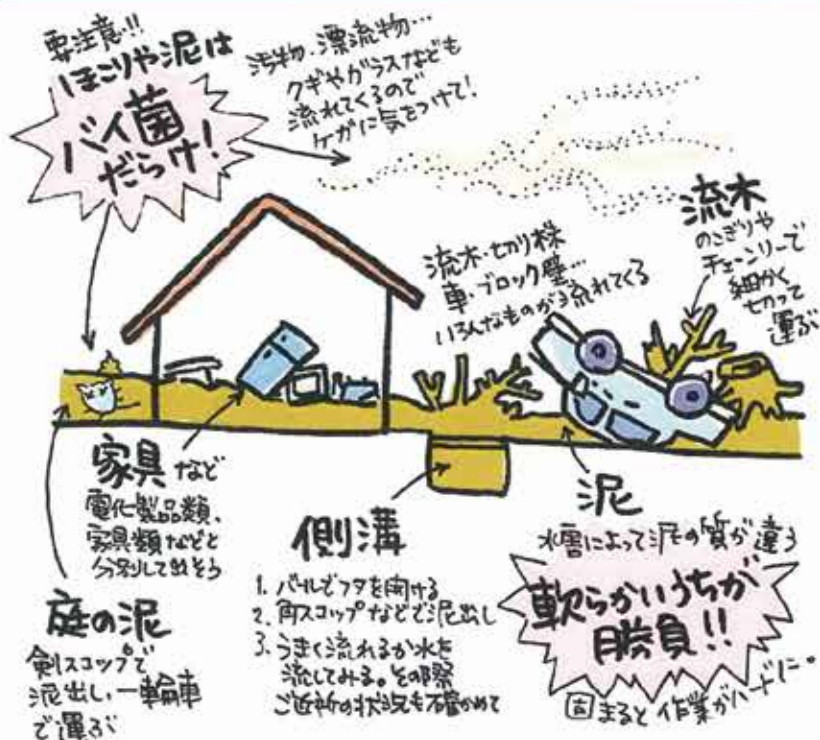
万が一被災地において感染者が確認された場合、迅速に濃厚接触者を特定するため、国がリリースした接触確認アプリを積極的に活用してください。

● 体調管理をしっかり行い、症状が出た場合は作業を控えましょう。

基本的に毎日検温しましょう。

被災地で活動された日時等を記録しておき、発熱等の症状が出た場合は作業を控え、専門機関に連絡しましょう。

その他
冷蔵庫やエアコンのフロンガス回収を忘れずに。
水に浸かった車はぜつつつたにエンジンをかけない（発火やエンジンが全壊する恐れあり）



これで 完ペキ

水害

ボランティア
作業
マニュアル



廃棄するものでも、家族にとっては大切な思い出のつまった物ばかりです。取り扱いには十分配慮しましょう。

被災された方の気持ちやペースにあわせよう／お話をたっぷり聞こう／真剣さと笑顔を織り交ぜて／塩分と休憩はしっかりとろう

道具用途一覽



剣スコップ
固い土・
堆積した泥・

角スコップ
床下の泥出し
道路や側溝などの
平たい所

じゅうのう
十能
縁の下・側溝

ミニスコップ (コテ)
家の中の細かい泥

じょれん・とうぐわ
側溝



バケツ

ぞうきん・タオル洗い
※取っ手が壊れるので入れすぎ注意
壊れにくい丈夫なものがよい

一輪車

荷物・泥の運搬
水を入れるなど
※深いタイプがオススメ

土のう袋

泥・細かいがれき・廃棄物を入れる
※腰を痛めるので6~7割以上は入れない
水は時間がたてば抜けるので気にしない
平に積み重ねると崩れにくく、キレイ
泥が流れ出さないようしっかり口を結ぶ

パール (大・小)
土壁落とし・家具の解体
床板はがし・側溝の蓋開け
テコがわり

かけや
土壁落とし

のこぎり
流木などの裁断
フローリングの
床板はがし
※型枠用が植木用が便利

デッキブラシ・たわし
床板・道路・壁掃除

水切り
※雑巾より便利

モップ
水切り・拭き掃除



★土のう袋をしばるコツ



※水害の場合はほどけると泥が出てきてしまうので、しっかり結ぶ。



ほうき

掃き掃除
※室内用と屋外用と
分けて使う

雑巾・タオル

拭き掃除
※普通タイプがなにかと
便利。大きいとかえっ
て不便



スポンジ・歯ブラシ

細かいところの掃除



ちりとり

水切りがわり
狭いところの泥だし
※割れにくい金属製が
オススメ

あると便利な道具たち



左官用フネ

機材・長靴の洗浄
※資材担当で活躍



高圧洗浄機

高いところの洗浄
道具の掃除
※レンタルあり



チェーンソー

流木・倒壊家屋の処理
※使い慣れている人のみ

ブルーシート

家財などの下に敷く
資材の保管・屋根補修



パワーショベル

荷物運搬・ガレキ撤去
泥だしなど
※レンタルあり・免許
必須。バケットサイ
ズ0.1立米が手ごろ



フレコン (トン袋)

大量の泥
※重機での回収が必要



軽トラック

人・物の運搬
※小回りが利いて狭い
道でもOK
レンタルあり

■安全と衛生 無理せず、ケガなく

粉塵

まれに短期間で病気を起こす恐れあり。

→粉塵用のマスクやタオルでカバー

熱中症

大量の汗や通気性の悪い服での作業・睡
眠不足・お酒の飲み過ぎに注意！

→水分・塩分(水だけじゃダメ)・休憩

破傷風

深い刺し傷に注意！

→ケガをしないように長袖・手袋
・長靴・安全靴を装着する

活動後はうがい・手あらい！

目に泥がよく入るので真水があると便利。



発行：特定非営利活動法人
レスキューストックヤード

日本財団
The Nippon Foundation

協力：全国社会福祉協議会
全国ボランティア活動振興センター

令和4年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償 プラン	[新設]特定感染症 重点プラン
ケガの 補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額		4,000円		
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外 ^(※)		初日から補償
地震・噴火・津波による死傷		×	○	○	
賠償責任 の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	550円

商品パンフレットは
コチラ(ふくしの保険)
ホームページ

※4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ21-10723より抜粋して作成)

災害ボランティア活動ハンドブック

平成24年11月 初版第 1 刷

平成25年 3月 初版第 2 刷

平成27年 5月 初版第 3 刷

平成28年 5月 初版第 4 刷

令和 4年 7月 改訂 1 版第 1 刷

編 集 熊本県ボランティアセンター

発行所 社会福祉
法 人 熊本県社会福祉協議会

〒860-0842

熊本市中央区南千反畑町3番7号

熊本県総合福祉センター内

TEL 096-324-5436



ふれあいネットワーク



社会福祉
法人 熊本県社会福祉協議会
熊本県ボランティアセンター

〒860-0842

熊本市中央区南千反畑町3番7号(熊本県総合福祉センター2階)

電話番号 096-324-5436

ファックス番号 096-324-5427

Eメールアドレス kvc@kumashakyo.jp

ホームページURL <http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>